

広報

みさと号外

第18報 令和2年4月30日発行

緊急事態 宣言が発令 されました！！

4月16日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、熊本県も対象となりました。期間は5月6日（水）までです。これに伴い、県から県民に対し、次のような要請がありました。



【1】不要不急の外出の自粛について

- 今回、緊急事態宣言の対象地域が全国に広がった趣旨を踏まえ、特に、大型連休期間において、感染が拡大している地域との往来をしないよう、家族や職場を通じて徹底してください。
- 平常時に比べ、人と人との接触機会の「極力8割」の削減を目指すために、「三密を避ける」「不要不急の外出を避ける」「市街地などへの外出、特に繁華街の接待を伴う飲食店などへの外出を避ける」「在宅勤務の推進」など、これまで呼びかけられてきたことを今まで以上に徹底してください。

【2】施設の使用停止の協力要請

- ①感染拡大につながる恐れのある施設の使用停止の協力
 - ・遊興施設（スナック、カラオケボックスなど）、遊技施設など
 - ※協力要請された施設の一覧は、町ホームページに掲載しています。
- ②以下の施設は、原則として、施設の使用停止の協力要請は行われません
 - ・医療施設や社会福祉施設など
 - ・食料品などの生活必需品を提供する施設など
 - ・その他、社会の安定の維持に必要な施設など
 - ※小売店などは通常どおり営業しています。冷静に対応し、日用品の買占めなどは、厳に慎んでください。

一人一人の行動が、あなた自身、家族、社会を救うことに繋がります ～ゴールデンウィーク期間中のお願い～

- 不要不急の外出はせず、家で過ごしましょう
県においてもクラスターが発生しており、今後爆発的な感染を徹底して食い止めるためにも、ゴールデンウィークを迎えるまでの今と、ゴールデンウィーク期間中がまさに正念場です。
- 家族・親戚が帰省しないように呼び掛けてください
地域間の人の移動は地域を超えて感染を拡大する恐れがあります。
- 観光などによる移動を自粛してください
単身赴任中の方も含め、家族・親戚・知人などに会うために旅行や観光を目的として、都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。

また、引き続き咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など一人一人ができる対策を意識的に行っていただくようご協力をお願いします。



雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。
※緊急対応期間中（4月1日～6月30日）は、すべての事業主を対象に雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

新型コロナウイルス感染症特例措置
緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、全国で以下の特例措置を実施
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件を緩和（1カ月5%以上低下）
雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率4／5（中小）、2／3（大企業） (解雇などを行わない場合は9／10（中小）、3／4（大企業）)
計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間を撤廃
6カ月以上の被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 通常（1年100日、3年150日）＋上記対象期間
短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1／40（中小）、1／30（大企業）)
残業相殺を停止
教育訓練を実施した場合の助成率4／5（中小）、2／3（大企業） (解雇などを行わない場合9／10（中小）、3／4（大企業）) 加算額、2,400円（中小）、1,800円（大企業）

＜支援対象＞
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

【問合先】 熊本労働局職業
対策課分室
☎096-312-0086



美里町商工会個別相談会

新型コロナウイルス感染拡大により、資金繰り・労働などの経営面で大きな影響を受けている中小・小規模事業者の皆さまに対し、中小企業診断士・社会保険労務士などの専門家と連携して、新型コロナウイルス感染症対策融資制度や雇用調整助成金、その他の支援施策などについて詳しく説明する個別相談会を開催します。相談の際は、事前に申し込みが必要となりますので、詳しくは美里町商工会までお問い合わせください。

＜開催概要＞

開催場所		開催時間	開催日時
美里町商工会	本所	10時～17時	5月11日（月）・27日（水）
	中央支所	10時～17時	5月18日（月）

- 費用 無料
- 対応内容 金融相談（資金繰り・新型コロナウイルス感染症対策融資制度など）、労働相談（雇用調整助成金など）、その他の支援施策
- 相談対象者 町内の中小・小規模事業者
- 相談対応者 中小企業診断士・社会保険労務士の専門家

【問合先】 美里町商工会 ☎47-0336

裏面もご覧ください➡



令和２年度美里町任期付職員募集

町では、新型コロナウイルス感染症の影響による採用内定取り消しや雇い止めなど、緊急的な雇用対策として、令和２年度任期付職員の選考試験を次のとおり実施します。詳しくは町ホームページをご覧ください。また、募集要項は、中央庁舎総務課、砥用庁舎総合窓口、東部出張所に準備しています。

●職種および採用予定人数

- ・職種
一般事務（新型コロナ対策事業関連ほか）
- ・採用予定人数
若干名

●身分および任期

- ・身分
任期付職員
- ・任期
採用日から令和３年３月３１日まで
- ・採用予定日
５月１８日（月）以降

●任用条件・給与など

- ・勤務時間
８時３０分～１７時１５分（休憩１時間）　１日：７時間４５分
- ・休日
土・日曜日、祝日、年末年始
- ・休暇
年次有給休暇、夏季休暇、他特別休暇
- ・給与
町一般職の職員の給与に関する条件および同施行規則、町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき１４６,１００円～
※各種手当有（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当など）

●受験手続

- ・受付期間
５月１１日（月）まで
（受付時間：９時～１７時）
- ・申込手続
市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ持参または郵送
（郵送の場合、５月１１日（月）までの必着に限る）

●受験資格

- ・昭和５５年４月２日以降生まれ、高等学校等卒業以上の学歴のある町在住の方

●試験方法

- ・試験内容
書類審査、面接
- ・試験日および会場
５月１３日（水）午前９時　中央庁舎

●合格発表・採用

- ・合否は試験後速やかに通知し、任用手続後採用予定

【問合先】総務課　行政係
☎４６－２１１１
〒８６１-４４９２
熊本県下益城郡美里町馬場 １１００ 番地



配偶者からの暴力を理由に避難している方へ（特別定額給付金）

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和２年４月２７日以前に、美里町に住民票を移すことができない方は、申出書により世帯主でなくとも同伴者を含めて申請を行い、給付金を受け取ることができます。手続き方法は、町ホームページもしくは電話で確認していただき、お早めに手続きをお願いします。

【問合先】総務課　行政係　☎４６－２１１１



令和２年度住民健診（集団健診）の延期のお知らせ

町では、令和２年度の住民健診（集団健診）を５月に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる政府の緊急事態宣言の発出を受け、**延期**することとなりました。皆さまのご理解をお願いします。

延期後の日程が決まり次第、対象者の方へお知らせします。

【問合先】健康保険課　健康支援係　☎４６－２１１３（直通）



令和２年度の町県民税額の決定について

申告所得税の申告期限が延長したことに伴い、当初期限以降に確定申告をした方においては、令和２年度町県民税第１期の納税通知（特別徴収は５月８日、普通徴収は６月１０日）にその内容が反映しないことがあります。この場合は、第２期以降で税額変更通知をします。

【問合先】税務課　町民税係　☎４６－２１１２（直通）



国民健康保険税の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇、雇い止めなどの一定の要件に該当し、本人の申請があれば、国民健康保険税を軽減できる場合があります。

＜支援対象＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止めなどにより離職した方で、離職日時時点で６５歳未満の方

【問合先】健康保険課　保険年金係　☎４６－２１１３（直通）



住宅確保給付金の支給対象拡大について

離職などにより住居を失った方または失う恐れの高い方へ、一定期間家賃相当額を支援する住宅確保給付金について、以下のとおり支給対象が拡大しました。ただし、今後もこの支援を受けるには一定の条件がありますので、詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

＜対象拡大した点＞

- ・「申請日において、６５歳未満の者」の条件を撤廃
- ・「離職、廃業した日から２年以内の者」に加え、「給与などの得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況の者」も対象として拡大

【問合先】美里町社会福祉協議会　☎４７－００６５



家庭でのマスクの捨て方について

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、以下のことを心掛けましょう。

◆ごみに直接触れない

◆ごみ袋はしっかりしばって封をする

◆ごみを捨てた後は手を洗う

廃棄物が起因となり、感染が拡大する可能性もあるので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

【問合先】水道衛生課　環境衛生係　☎４７－１１１４（直通）